

児童発達支援いっぽ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宝山寺福祉事業団が設置する「児童発達支援いっぽ」（以下「事業所」という。）は、発達の支援を必要とする就学前の幼児を対象として、当該児童が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うとともに保護者に対し必要な相談、助言を行うことを目的として児童発達支援事業（以下「事業」という。）を実施する。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- (2) 事業所は、利用者が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
- (3) 事業者は、事業を実施するに当たっては、利用者本人の保護者及び奈良市関係機関等と密接な連携に努める。
- (4) 前三項のほか、「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月28日条例第35号）」に定める内容を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 児童発達支援いっぽ
- (2) 所在地 奈良市紀寺町826番地

(職員の員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における職員の員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者兼児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員 1名）
管理者兼児童発達支援管理者は、次の業務を行う。
 - ①従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
 - ②児童発達支援計画を作成し、利用者又はその家族その内容を説明するほか、利用者の心身の状況及び当該事業所以外における指定障害福祉児童発達支援等の利用状況等の把握、事業所に対する指定児童発達支援の利用の申込みに係る調整従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (2) 保育士又は指導員 4名以上
保育士又は指導員は必要な人員を配置し、児童発達支援計画に基づき、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練及び保護者に対して必要な助言を行う。
- (3) 事務職員 1名
事務職員は必要な事務その他の事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は10名（一日利用数）とする。

- 2 事業所は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。

(開業日及び開業時間等)

第6条 事業所の開業日及び開業時間並びにサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 開業日 月曜日から土曜日まで
ただし、国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。
- (2) 開業時間 月・火・水・金 午前9:00～午後5:30
木 午前9:00～午後6:30
土 午前9:00～午後3:00【第5週の土曜日を除く】
＜行事等により時間の変あり＞
- (3) サービス提供時間
月・火・水・金曜日 午前10:00～午後1:30 (集団療育)
午後1:45～ 午後5:00 (個別療育)
土曜日 午前10:00～午後1:15 (集団療育)
午後1:30～ 午後3:00 (個別療育)
木曜日 午後 2:30～午後5:45 (集団療育)
- (4) その他変更事項については事前に通知するものとする。

(児童発達支援の内容)

第7条 児童発達支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援計画の作成
- (2) 日常生活の基本的な動作の指導
- (3) 集団生活への適応訓練

(児童発達支援計画の作成等)

第8条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、具体的な児童発達支援計画を作成する。

- (2) 事業所は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう適切に行う。
- (3) 事業所は、それぞれの利用者に応じた児童発達支援計画を作成し、利用者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明する。
- (4) 職員は、それぞれの利用者について、児童発達支援計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、奈良市及び、天理市、郡山市、木津川市とする

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 事業所は、児童発達支援を提供した際は、利用者から当該児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受ける。

- (2) 事業所は、法定代理受領を行わない児童発達支援を提供した際は、利用者から児童福祉法第21条の5の3の規定により算定された障害児通所給付費又は法第21条の5の4の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100乗じて得た額の支払いを受ける。
- (3) その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができる。
- (4) 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得る。

- (5) 第1項～第3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を保護者に対し交付する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスを利用する児童の保護者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童の心身の特性その他、支援計画を作成するのに必要な情報を提供すること。
- (2) 特に配慮を要する感染症に罹患した場合あるいはその疑いのある場合には、直ちに事業所に届け出るとともに、必要な指示に従うこと。

サービスを提供している期間に、保護者その他家族が同伴している場合は、保育士の行う安全配慮に協力するとともに、その他保育士の指示に従うこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第12条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費等を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応方法)

第13条 職員は、児童発達支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに児童のかかりつけ医又は協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、保護者、奈良市に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
- 3 事業所はサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応を行う。

(虐待の防止)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練等その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努める。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用する水について、衛生的な管理に爪、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防又は蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施する。

(協力医療機関)

第17条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるために、次のとおり医療機関を定める。

協力医療機関：つくだクリニック

(掲示)

第18条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規定の概要等利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

(秘密の保持等)

第20条 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

2 事業所は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、他の指定障害者福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又は家族の同意を得る。

(情報の提供等)

第21条 事業所は、指定福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うように努める。

2 事業所は、当事業所について広告する場合においては、その内容を適正なものとする。

(利益供与等の禁止)

第22条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従事者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

2 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第22条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、その提供したサービスに関し、より奈良市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して奈良市が行う調査に協力するとともに、奈良市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、奈良市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を奈良市に報告する。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(勤務体制の確保)

第23条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう、職員の勤務体制を定めておく。

2 事業所は、原則として利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、当事業所の職員によってサービスを提供する。

3 事業所は、職員の資質の向上のため研修を実施する。

4 職員は、その資質向上のために、随時研修等の参加に努め、サービスの質の向上を目指す。

(職員の服務規定)

第24条 就業規則、給与規定、その他の服務に関する規定は社会福祉法人宝山寺福祉事業団が定めるそれぞれの規定を適用する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第25条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するように努める。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（会計の区分）

第27条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

第28条 （記録の整備）

事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所はサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第29条 この規程で定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人宝山寺福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成24年3月15日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部改正し、施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改正し、施行する。

この規程は、令和5年4月1日から一部改正し、施行する。

この規程は、令和5年10月10日から一部改正し、施行する。

この規程は、令和6年2月20日から一部改正し、施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部改正し、施行する。

この規程は、令和6年5月1日から一部改正し、施行する。

この規程は、令和6年6月1日から一部改正し、施行する。

この規程は、令和6年8月15日から一部改正し、施行する。

この規程は、令和7年4月1日から一部改正し、施行する。

